

## 議 事 録

会議名	平成21年度第3回寒川町個人情報保護制度運営審議会 平成21年度第3回寒川町情報公開制度運営審議会		
日 時	平成21年9月4日（金） 10:10～12:20	開催形態	公開
場 所	東分庁舎第1会議室		
出席者	委 員： 入澤、金井、中島、三枝、田中、三留 （欠席委員：勝山） 事務局： 小俣（総務課長）、三橋（総務課主査） 吉田（総務課主任主事） 諮問に係る担当課： 小俣（選挙管理委員会書記長） 三橋（              "              書記） 吉田（              "              書記）		
議 題	①個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問について （目的外の利用、提供について）【前回からの継続審議】 ②寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について		
決定事項	①目的外の利用、提供を承認（ただし、条件あり） ②継続審議		
議 事	別紙のとおり		
資 料	① ・ 個人情報取扱事務登録簿 ・ 名簿作成の流れ ・ 関係法令の抜粋 ・ 『選挙時報』第58巻第8号 ② ・ 各条例の一部改正の要旨 ・ 情報公開条例及び個人情報保護条例の新旧対照表		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	入澤 章 金井 恵里可 <div style="text-align: right;">（平成21年9月28日確定）</div>		

## ① 個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問

### 【案件番号31】 前回からの継続審議

裁判員候補者予定者名簿選定事務に伴い、町民課保有の個人情報を選挙管理委員会が利用することについて

### 【案件番号32】 前回からの継続審議

裁判員候補者予定者名簿選定事務に伴い、個人情報を選挙管理委員会から横浜地方裁判所へ提供することについて

### 【案件番号33】 前回からの継続審議

検察審査員候補者予定者名簿選定事務に伴い、町民課保有の個人情報を選挙管理委員会が利用することについて

### 【案件番号34】 前回からの継続審議

検察審査員候補者予定者名簿選定事務に伴い、個人情報を選挙管理委員会から横浜検察審査会へ提供することについて

(案件は4つであるが、裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿の選定事務という2つの事務についてのことであり、扱う個人情報の内容や動きも同一のものであるので、4案件一括審議とした。)

## ○担当課から訂正、確認、追加事項の説明

〔訂正〕 前回の会議では、町選挙管理委員会が作成、送付した候補者予定者名簿をもとに、裁判所及び検察審査会（以下「裁判所等」とする。）がくじにより選定した候補者名簿を作成し、当該候補者には通知が送られる旨、説明。

→候補者名簿作成のためのくじによる選定はなく、候補者予定者には全員、候補者としての通知が送られる旨、訂正。

〔確認〕 前回の会議で質問のあった、利用、提供拒否の申出があった場合に裁判所等に送付する情報から当該申出者の本籍地情報を取り除くことの可否について。

→裁判所及び検察審査会に確認したところ、システム上不可能である旨、説明。

〔追加〕 前回の会議後に、横浜地方裁判所に直接電話をし、裁判所の見解を確認したので、その旨を説明。

\*裁判所では、照会を受けた市町村は報告の義務があると理解しており、本籍地を除いた名簿を送付されることは想定していない。（『選挙時報』第58巻8月号を参考に）

\*平成20年度実施分について、本籍地を削除した名簿を送付した市町村は、全国的に無い。

## ○利用・提供することについて

\*候補者名簿には、欠格事由があっても掲載されるのかとの質問あり。

→そのとおりである旨、担当課が回答。

- \* 欠格事由により選定されるのはいつの段階なのかとの質問あり。  
→事件ごとに候補者を選定する段階で欠格事由を調査する旨、担当課が回答。
- \* 参考文献として提出された『選挙時報』の記述については、執筆者が所属する最高裁判所事務総局の見解ではあるが、司法とは別ものである。必ずしもこれに従わなければいけないというものではないので、参考程度にすべきとの意見あり。
- \* 提供する場合に、裁判所等に対して、提供した個人情報の取扱いに関し措置を講ずることを求めるつもりはあるかとの質問あり。  
→そのような要求をすることは考えていない旨、担当課が回答。
- \* あらかじめ念書等を取らないならば、必要に応じて裁判所等に意見書を提出する等の措置は必要である旨、意見あり。
- \* 本籍地情報はどの部分までが提供されるのかとの質問あり。  
→地番まで提供される旨、担当課が回答。
- \* 前回の説明では、候補者予定者に選ばれながら候補者には選ばれなかった人についてはどこからも通知がされないということで、自分の全く知らないところで自己情報が移管されている状態が問題であった。しかし、今回の訂正等の説明により、裁判所等から全員に通知され、その後に本籍地情報を利用して欠格事由の調査が行われるとのことなので、候補者が裁判所等に対し自己の情報について意見をすることができるので、ある程度の自己情報のコントロールを行えると考える旨の意見あり。
- \* 裁判所等から候補者あてにどのような書類が届くのか等、提供先の動きについて町は把握しているのか、との質問あり。  
→裁判所のホームページ等で一般的な流れは把握しているが、書類等の詳細については未確認である旨、担当課が回答。
- \* 情報の提供元であり、町民の情報を守るという観点から、提供先の流れについてもしっかりと把握しておくべきである旨、指摘あり。  
→確認しておく旨、担当課が回答。

#### ○本人通知を省略することについて

- \* 選挙人名簿に登載されている約38,000人に対し100名と10名では多数とは言えないが、参考までに、選挙管理委員会の職員数について質問あり。  
→平成20年度までは専任の職員が2名、平成21年度からは専任の職員が1名である。併任の職員については以前から15名前後いるが、基本は選挙を実施する際の職員である。なお、平成21年度の各候補者予定者の割り当ては108名と9名である旨、担当課が回答。
- \* 前回の説明では、候補者予定者に選ばれながら候補者には選ばれなかった人についてはどこからも通知がされないということであったが、今回の訂正等の説明により、裁判所等から全員に通知が送られるとのことなので、行政の無駄を省くという観点から検討の余地があるとの意見あり。

\* 前回の決定事項により、町の広報に本事案に関するお知らせが掲載された。諮問書の本人通知の理由欄にも、広報にて周知する予定である旨記載すべきであるとの意見あり。

## 《決定事項》

- (1) 町民課が保有する個人情報を選挙管理委員会が目的外利用すること及び当該個人情報を選挙管理委員会から地方裁判所又は検察審査会へ提供することを認める。ただし、利用又は提供先での取扱いの不備や改善点等が明らかになった際は、利用又は提供先に対し改善要求（意見書の提出等）を行うことを条件とする。
- (2) 本人への通知を省略することを認める。ただし、情報移管をする前に、目的外利用及び提供を行う旨を広報等にて十分に周知することを条件とする。

## ② 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について

時間の都合により、以下の疑問点の提起にとどまった。

\* 情報公開条例第18条第4項（個人情報保護条例第30条第4項）にて「参加人」の定義が追加されているが、同様に「補佐人」の定義も必要ではないか。

\* 情報公開条例第16条第3項（個人情報保護条例第28条第3項）に「尊重して」という言葉を使った項が追加されたが、一諮問機関の答申を受ける条文としては重すぎるのではないか。

\* 情報公開条例第17条（個人情報保護条例第29条）に第1項として、広義の目的が追加されたが、第1条の目的は本条例に関わるものについては当然当てはまるものであるので、あえて追加する必要は無いのではないか。

\* 情報公開条例第22条第3項（個人情報保護条例第34条第3項）に「遅滞なく」という言葉を使った項が追加されたが、定期的にかかれたい会に対し、遅滞なく通知することを明文化することは難しいのではないか。

## 《決定事項》

継続審議とした。ただし、各委員からの疑問点を事務局で集約し、次回の会議前に配付することで、審議の合理化を図ることとした。

## ◎ その他

○ 9月1日から審議会等の会議の公開に関する規則が施行され、本審議会の議事録も同規則に従い作成、公開することとなった。

→今回の承認委員は、入澤会長と金井副会長とし、今後は輪番制とした。

承認までの流れは、議事録案を事務局で作成し、全委員に送付する。各委員からの意見を事務局で集約のうえ、最終案を承認委員に送付し、承認を受けることとした。

- 会議の場に、六法を準備してほしい旨、要望あり。

以 上